

他府省の統計の例

厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用・賃金福祉統計課

1. 消費者物価指数

消費者物価指数は、消費構造を基準時（現在は、平成 22 年）に固定し、これに要する費用が基準時からどれだけ変化したかによって物価の変動を表すもの。しかし、実際の消費構造は変化するため、消費構造を長い期間固定すると次第に実態と合わなくなる。そのため、基準時改訂時（5年に1度）に、消費品目とそのウエイトを更新し、過去に遡り指数及び増減率を修正している。

○具体的な改訂の手順

- ① 新基準で指数が計算可能な期間は、新指数を算出
 - ①-1 新指数のみを利用して増減率を計算できる期間は、新指数による新增減率を算出
 - ①-2 新指数の増減率の計算に旧指数が必要な期間は、増減率の変更はしない
- ② 新指数が計算できない期間は、新指数に接続するよう一定数を乗じて平行移動し、増減率は変更しない

表 改訂前後の指数及び増減率の動き

| | 平成22年基準 (指数) | 平成22年基準 (前年比) | 平成17年基準 (指数) | 平成17年基準 (前年比) |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 平成22年 1月 | 100.1 | | 99.4 | -1.5 |
| 2月 | 100.0 | | 99.3 | -1.3 |
| 3月 | 100.4 | | 99.6 | -1.3 |
| 4月 | 100.4 | | 99.6 | -1.4 |
| 5月 | 100.4 | | 99.8 | -1.0 |
| 6月 | 100.1 | | 99.8 | -0.8 |
| 7月 | 99.4 | | 99.2 | -1.0 |
| 8月 | 99.6 | | 99.6 | -0.9 |
| 9月 | 99.8 | | 100.0 | -0.6 |
| 10月 | 100.2 | | 100.4 | 0.3 |
| 11月 | 99.9 | | 100.0 | 0.2 |
| 12月 | 99.6 | | 99.8 | 0.1 |
| 平成23年 1月 | 99.5 | -0.6 | 99.5 | 0.1 |
| 2月 | 99.5 | -0.6 | 99.4 | 0.1 |
| 3月 | 99.8 | -0.6 | 99.7 | 0.1 |
| 4月 | 99.9 | -0.5 | 100.1 | 0.5 |
| 5月 | 99.9 | -0.4 | 100.1 | 0.3 |
| 6月 | 99.7 | -0.4 | 100.1 | 0.3 |
| 7月 | 99.7 | 0.3 | | |
| 8月 | 99.9 | 0.2 | | |
| 9月 | 99.9 | 0.0 | | |
| 10月 | 100.0 | -0.2 | | |
| 11月 | 99.3 | -0.6 | | |
| 12月 | 99.4 | -0.2 | | |

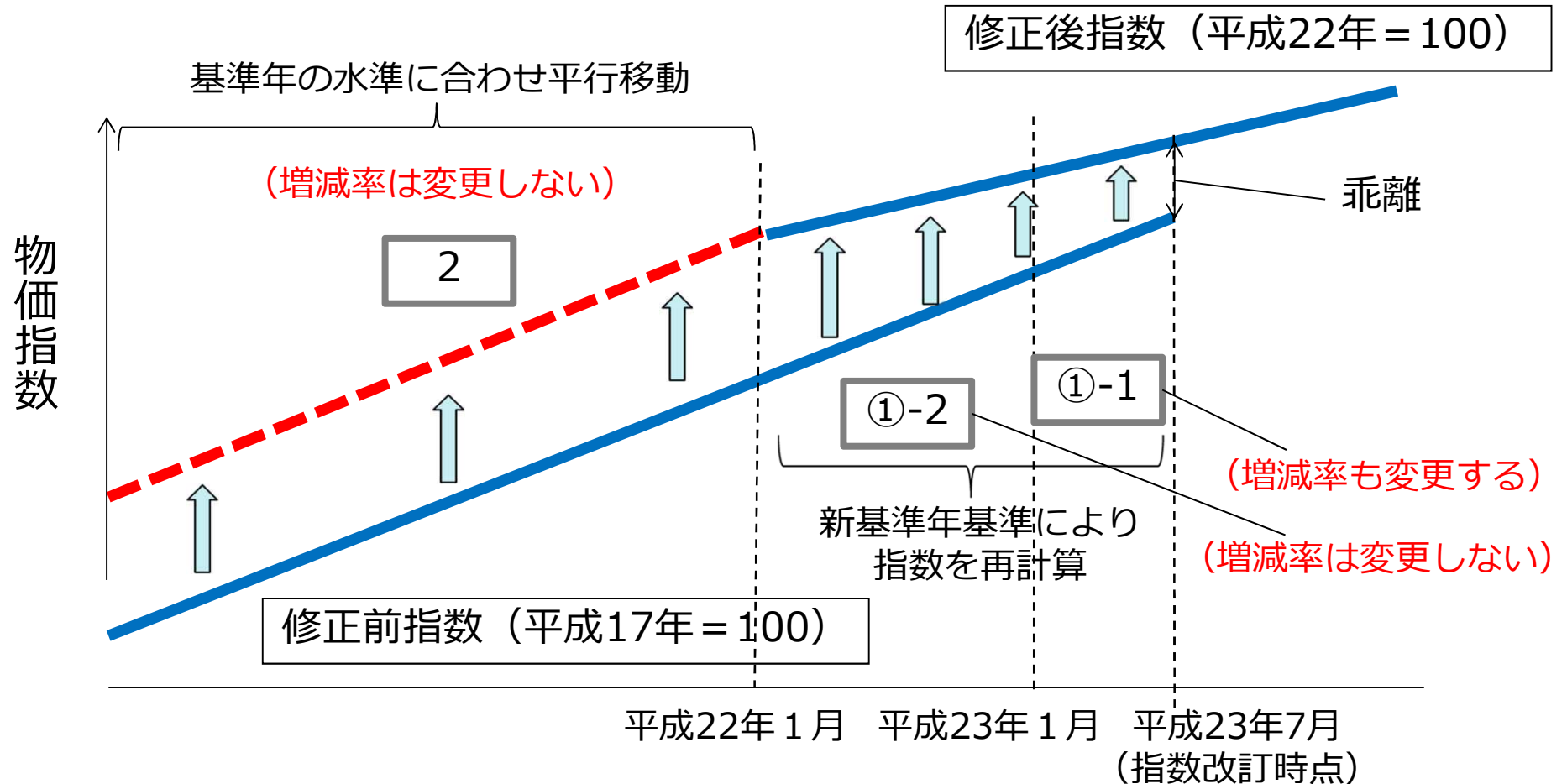
※ 平成22年基準の指数について、平成21年12月以前は、平成17年基準の指数を平成22年基準の指数に換算して接続している。

※ 平成22年基準の増減率について、平成22年12月以前は、平成17年基準の増減率をそのまま用いている。

(参考)

消費者物価指数改訂の概念図

- 平成23年7月から平成22年を基準年とした指数に改訂。
- 平成22年1月に遡り指数を再計算し、それ以前は修正前指数を平行移動。



※平成22年基準の指数から再計算可能な平成23年1月以降の増減率は、再計算した増減率に改める。それ以前の増減率は、変更しない。(平成23年1月～6月分は改訂)

2. 鋳工業生産指数

鋳工業生産指数は、品目別の月当たりの生産量を、基準年＝100.0として指数化し、品目別指数を基準年（現在は、平成22年基準）の各ウェイトで加重平均することで算出している。しかし、比較時が基準時から遠ざかるに従って経済実態からの乖離が生じるため、定期的に基準年の改訂を行い、過去に遡り指数を修正している。

（注）この他、集計に間に合わなかったデータの反映等を行うための年間補正を行い、毎年2月確報公表時に前年1月に遡り指数を修正している。

○具体的な改訂の手順

- ① 新基準で指数が計算可能な期間は、新指数を算出
 - ①-1 新指数のみを利用して増減率を計算できる期間は、新指数による新增減率を算出
 - ①-2 新指数の増減率の計算に旧指数が必要な期間は、増減率の変更はしない
- ② 新指数が計算できない期間は、「接続係数」を旧基準の指数に単純に乗じて平行移動させた「接続指数」を作成している。

（注）接続係数とは、平成20年第1四半期における平成22年基準と平成17年基準の両季節調整済指数の水準の比率のこと。

表 改訂前後の指数及び増減率の動き

| | 平成22年基準 (指数) | 平成22年基準 (前年比) | 平成17年基準 (指数) | 平成17年基準 (前年比) |
|----------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 平成24年 1月 | 92.8 | 0.1 | 86.7 | -1.6 |
| 2月 | 101.5 | 3.0 | 94.6 | 1.5 |
| 3月 | 110.1 | 16.6 | 102.1 | 14.2 |
| 4月 | 95.9 | 15.1 | 90.0 | 12.9 |
| 5月 | 94.0 | 7.6 | 88.6 | 6.0 |
| 6月 | 101.8 | -0.6 | 96.1 | -1.5 |
| 7月 | 102.2 | 0.1 | 95.9 | -0.8 |
| 8月 | 92.7 | -4.1 | 87.3 | -4.6 |
| 9月 | 97.1 | -7.6 | 91.3 | -8.1 |
| 10月 | 97.0 | -4.7 | 91.8 | -4.5 |
| 11月 | 95.2 | -5.5 | 90.1 | -5.5 |
| 12月 | 93.3 | -7.6 | 87.7 | -7.9 |
| 平成25年 1月 | 86.9 | -6.4 | 81.7 | -5.8 |
| 2月 | 91.4 | -10.0 | 84.7 | -10.5 |
| 3月 | 102.4 | -7.0 | 95.3 | -6.7 |
| 4月 | 92.8 | -3.2 | 87.9p | -2.3p |
| 5月 | 93.1 | -1.0 | | |
| 6月 | 97.0 | -4.7 | | |
| 7月 | 104.1 | 1.9 | | |
| 8月 | 92.1 | -0.6 | | |
| 9月 | 102.2 | 5.3 | | |
| 10月 | 102.2 | 5.4 | | |
| 11月 | 99.8 | 4.8 | | |
| 12月 | 100.0 | 7.2 | | |

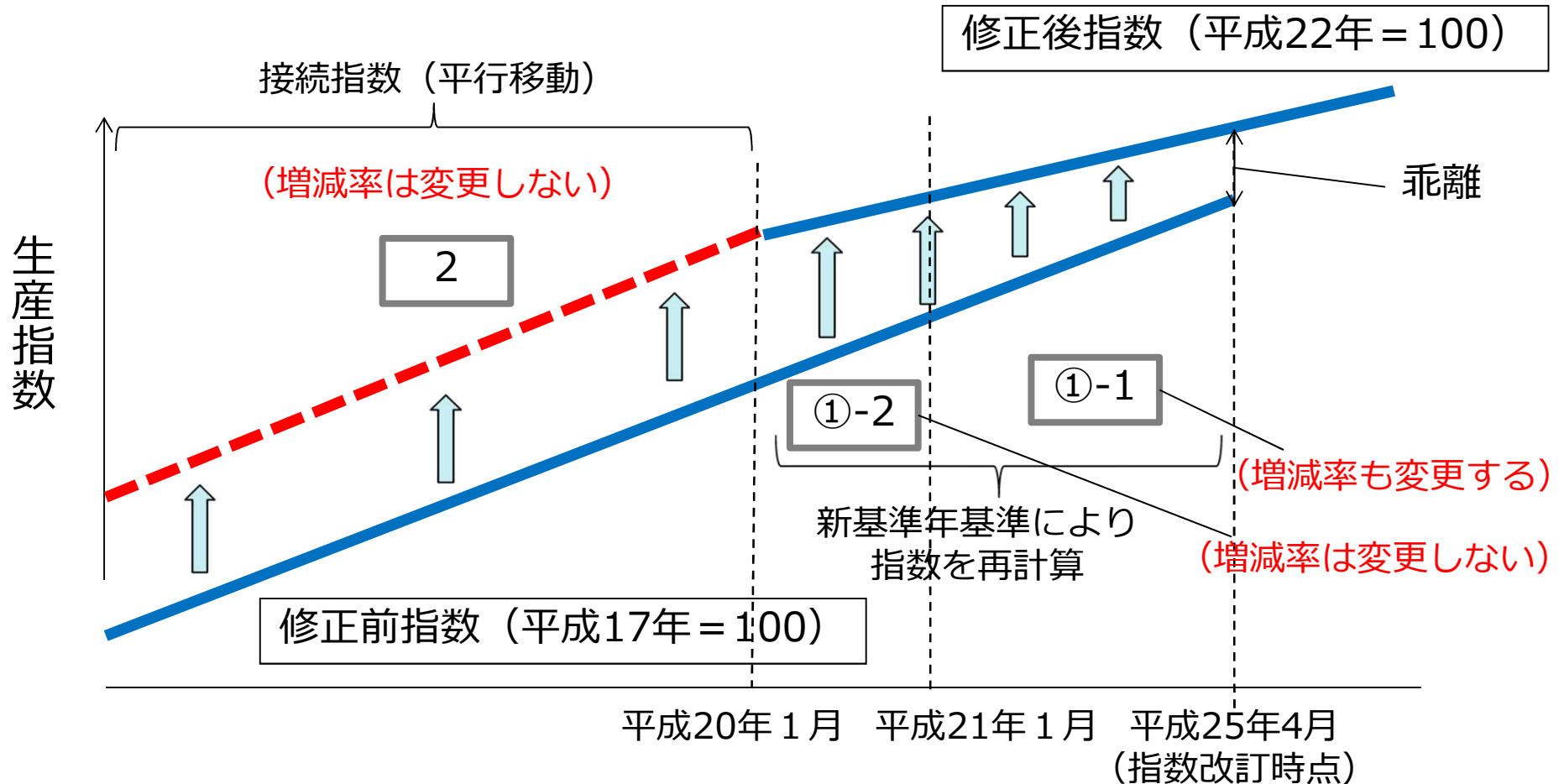
※ 平成22年基準の指数については、平成20年1月以降。平成19年12月以前は、平成17年基準の指数を平成22年基準の指数に換算した接続指数により接続している。

※ 平成22年基準の増減率について、平成20年12月以前は、平成17年基準の増減率をそのまま用いている。

(参考)

鉛工業生産指数改訂の概念図

- 平成25年4月確報時から平成22年を基準年とした指数に改訂。
- 平成20年1月に遡り指数を再計算。



※平成22年基準の指数から再計算可能な平成21年1月以降の増減率は、再計算した増減率に改める。それ以前の増減率は、変更しない。(平成21年1月～平成25年4月分は改訂)

3.家計調査

| | 改訂の概要 | 直近で行った改訂の公表日時 | 改訂の周期 |
|------------------|---|---------------|-------------------------------------|
| 家計調査 (家計消費指数) | <p>家計消費指数は、家計調査結果のうち購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を中心とした約50品目について、別に行っている「家計消費状況調査」(調査対象世帯数(二人以上の世帯)約27,000世帯)による調査結果と合成した品目別支出金額を算出し、これ以外の品目(約450品目)については家計調査結果の品目別支出金額を用い、これらを足し上げ消費支出及び10大費用別支出金額を再計算した上で、平成22年平均を100として指数化することにより作成している。</p> <p>(合成方法は、家計調査又は家計消費状況調査の支出金額に別途定める係数(同一品目の水準差を調整する係数)を乗じて支出金額の水準を調整して、家計調査と家計消費状況調査の支出金額の加重平均により作成している。)</p> <p>基準時改訂時には、実質化に用いる消費者物価指数を更新するとともに、両調査を合成する際に同一品目の水準差を調整する係数を更新し、過去に遡り指数を修正し、修正した指数に基づき増減率も全て再計算する。(指数:平成14年～、増減率:平成15年～)※。</p> <p>(※)新指数は基本的に基準年である平成22年1月以降について作成し、平成21年12月以前(平成14年)については基準年の水準に合わせて平行移動(平成22年の新基準年において、新基準の新基準年平均家計消費指数を旧基準の新基準年平均家計消費指数で除してリンク係数を求め、旧基準家計消費指数に乗じて、旧基準指数を新基準に換算し、新基準指数に接続)するが、端数処理の関係で増減率は旧基準と一致しない場合がある。</p> <p>注)毎月の購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を補完するため行っている調査</p> | 平成23年8月 | 基本的に 5年に1度 (直近の基準年 は平成22年) |
| 家計調査 (消費水準指数) | <p>消費水準指数は、消費支出から世帯規模(人員)、世帯主の年齢、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を取り除いて計算した指数。家計消費の面から世帯の生活水準をよりの確に把握するためのもの。</p> <p>(月々の1世帯当たりの世帯人員、世帯主の年齢階級別消費支出額を基準年の世帯分布で加重平均し、30.4日(365日÷12)の額に調整した後、これを消費者物価指数で除して実質化し、さらに、平成22年平均を基準として指数化。)</p> <p>基準時改訂時には、実質化に用いる消費者物価指数を更新するとともに、ウェイトとなる世帯分布(世帯人員階級(4区分)、世帯主の年齢階級(5区分))を基準年の値に更新し、過去に遡り指数を修正し、修正した指数に基づき増減率も全て再計算する。(指数:昭和56年～、増減率:昭和57年～)。</p> | 平成23年8月 | 基本的に 5年に1度 (直近の基準年 は平成22年) |

4.労働力調査

労働力調査

労働力調査では、毎月の結果を算出するための基礎となる人口として最新の国勢調査を基準とした推計人口を用いている。推計人口は5年ごとに新たな国勢調査の確定人口に基づく計算値に基準切替えが行われるため、労働力調査の結果の算出に用いる基準人口も基準切替えに伴う変動が生じる場合があるが、過去の公表結果や増減差(増減率)は改訂しない。

なお、切替前後の変動を考慮して、一部系列について、時系列接続用数値も別途公表する場合があります。この場合、基準切り替え後の数値に対する前年同月の増減差(増減率)は時系列接続用数値に基づき算出する。(参考表)

※ 例えば、平成24年の基準人口切替では、一部系列について、当該切替前後で生じたギャップを平成17年10月から平成22年12月結果に均等配分した数値(補間補正值)と平成23年1月から平成23年12月については新基準による遡及値を時系列接続用数値として公表。また、基準切り替え後の1年間(平成24年1月から平成24年12月)の増減差(増減率)は遡及値との比較により算出。

参考表 平成23年12月分の主要項目について遡及値(新基準)と公表値(旧基準)との差

[万人, %]

| | 15歳以上人口 | | | 完全失業率 |
|--------|---------|-------|--------|-------|
| | 就業者 | 完全失業者 | 非労働力人口 | |
| 遡及値(新) | 11106 | 6266 | 4563 | 4.2 |
| 公表値(旧) | 11037 | 6222 | 4539 | 4.2 |
| 新-旧 | +69 | +44 | +24 | ±0.0 |

注:「15歳以上人口」の新旧の差は、ベンチマーク人口の基準切替えによるものである。

平成24年3月

基本的に
5年に1度
(直近は平成22
年国勢調査基
準への切替え)